



熊本県公報

第13535号
令和8年(2026年)
5月15日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○鳥獣捕獲等事業の変更の認定	(自然保護課) 1
○指定納付受託者の指定	(税務課) 1
○指定納付受託者の指定	(//) 1
○指定納付受託者の指定	(//) 2
○指定納付受託者の指定	(//) 2
公 告	
○県北広域本部土木部現場事務所整備事業賃貸借業務に係る一般競争入札の実施	(道路整備課) 2

告 示

熊本県告示第395号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。
令和8年（2026年）5月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 名称及び住所
株式会社 九州自然環境研究所
熊本市北区龍田四丁目30番45号
- 代表者の氏名
三浦 敬紀
- 変更の内容
代表者氏名の変更
変更前 中園 朝子
変更後 三浦 敬紀
捕獲従事者に係る変更
変更前 21名
変更後 18名
- 変更年月日
令和8年（2026年）5月1日

熊本県告示第396号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和8年（2026年）5月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 指定納付受託者の名称
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
- 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 指定納付受託者を指定した日
令和8年（2026年）3月30日
- 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

熊本県告示第397号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のと

おり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和8年(2026年)5月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
トヨタファイナンス株式会社
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
愛知県名古屋市区牛島町6番1号
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和8年(2026年)3月30日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

熊本県告示第398号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和8年(2026年)5月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
肥銀カード株式会社
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
熊本市中央区上通町10番1号肥後上通ビル4階
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和8年(2026年)3月30日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

熊本県告示第399号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和8年(2026年)5月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社トラストバンク
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和8年(2026年)3月18日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

公 告

熊本県公告第266号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和8年(2026年)5月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
県北広域本部土木部現場事務所整備事業賃貸借業務
 - (2) 業務に係る発注・入札・契約担当部局
熊本県土木部道路都市局道路整備課半導体集積地道路整備班(熊本県庁行政棟本館11階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- (3) 業務に係る入札事務部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
県北広域本部土木部現場事務所整備事業賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）
による。
- (5) 契約期間
契約締結の日から令和14年（2032年）2月27日（金）まで
- (6) 履行場所
熊本県菊池郡菊陽町原水地内（熊本県立技術短期大学校構内）
現場事務所建設地：菊池郡菊陽町原水4455-1
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けたい者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とす。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100には相当する金額により入札する。昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- (1) 次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、者で参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合、また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なきときは、次のアからエまでのとおり受け付ける。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）5月28日（木）午後3時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
イの提出先へ熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上、提出すること。
提出する場合は、アの受付期間内とする。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)及び(3)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)に掲げる書類をPDF形式で電子入札システムにより提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)に掲げる書類を(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年(2026年)6月17日(水)午後3時まで

(4) 提出先

1 (3)の入札事務局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)6月17日(水)午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)6月30日(火)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)6月29日(月)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年(2026年)6月30日(火)午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札事務局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により提出を行うときは、令和8年(2026年)6月29日(月)(必着)までに1(3)の入札事務局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したもののみならず。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札事務局を窓口として1(2)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ

- (ア) の日時までとする。
- 1 (2) の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3) の申出期限
- イ 提出場所 1 (2) の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県県北広域本部土木部景観建築課
電話番号 0968-25-2729
ファックス番号 0968-25-4227
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment
Northern Kumamoto Administrative Headquarters Teporary government building facilities etc. leasing
- (2) Date and Place for tender
Date: June 30, 2026, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Procurement Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract:

City and Roads Bureau Road Construction Division

Department of Civil Engineering

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone:096-333-2500

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen